平成２８年（フ）第２２号
沖縄県名護市大中４丁目２番３－102号　名幸ヒルズ
債務者　平井　基久
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田妃呂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２３号
沖縄県名護市大中４丁目２番３－102号　名幸ヒルズ
債務者　平井のぞみ
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田妃呂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第６８７号
札幌市白石区東米里2189番地51
債務者　角波　芳広
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６０号
名古屋市中川区八熊１丁目12番６号　明治第４ビル502号、従前の住所神奈川県横須賀市金谷２丁目12番１－108号
債務者　稲本　義博
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０７号
愛知県海部郡大治町三本木字前深田23番地　メゾン・ド・ルポ202号
債務者　杉田　　靖
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　有美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８０号
横浜市青葉区みすずが丘26番地15
債務者　佐藤　允昂
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３８１号
札幌市中央区南６条西18丁目３番２－301号
債務者　笹谷　倫良
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８８号
札幌市東区北43条東２丁目１番27号　クチュールＡＵ102号
債務者　奥田　夏美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７２号
北海道江別市東光町28番地の５　102
債務者　清野　法子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６６号
札幌市清田区平岡８条１丁目３番５号
債務者　伊藤結里加
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１号
北海道北見市北進町２丁目９番４号　メゾンドマーサ111号、前住所北海道常呂郡佐呂間町字宮前町84番地
債務者　野村　浩美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
群馬県高崎市矢中町1475番地、住民票上の住所東京都板橋区蓮根３丁目15番２－403号
債務者　箱山　忠宏
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８７号
群馬県高崎市中泉町642番地９
債務者　浜野三枝子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０９４号
埼玉県新座市野火止４丁目12番48号　ペディメントハウス202号室
債務者　波戸根良昭（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３７号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目１番24号　エルディム富士見104号
債務者　武井　良子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５１号
さいたま市緑区大字大門943番地１　コリーヌ202号、旧住所埼玉県川口市大字里936番地の１　シャルマンコーポ鳩ヶ谷702号
債務者　吉田　邦夫
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係